

令和3年度PRTRデータの概要について －化学物質の届出排出量・移動量の集計結果の概要－

令和5年3月現在

国（環境省及び経済産業省）は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法、化管法）」のPRTR制度に基づく令和3年度の第一種指定化学物質の排出量・移動量の全国集計結果及び個別事業所のデータを公表しました。

環境省 <https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

国の公表に合わせて、岐阜県における第一種指定化学物質排出量・移動量の状況を次のとおりまとめました。

- ◎ 届出事業所数は、昨年度に比べやや減少した。また、届出された排出量は減少し、移動量は増加した。
- ◎ 排出量・移動量の届出は、過去5年分の修正が可能であるため、過年度のデータが一部修正された。

排出量：環境中（大気、公共用水域及び土壌）への排出量及び事業所内への埋立

移動量：事業所の外（廃棄物、下水道）への移動量

	岐阜県	全国	全国に占める割合
届出事業所数	831 事業所	32,729 事業所	2.5%
届出物質数	157 物質	432 物質	—
届出排出量	4,823 トン／年	125,095 トン／年	3.9%
届出移動量	4,812 トン／年	258,565 トン／年	1.9%
届出排出量・移動量計	9,635 トン／年	383,660 トン／年	2.5%

県内での第一種指定化学物質の届出排出量・移動量の推移

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
届出事業所数	851 事業所	846 事業所	833 事業所	831 事業所
届出物質数	158 物質	156 物質	153 物質	157 物質
届出排出量	5,725 トン／年	5,292 トン／年	4,937 トン／年	4,823 トン／年
届出移動量	3,598 トン／年	4,220 トン／年	4,372 トン／年	4,812 トン／年
届出排出量・移動量計	9,324 トン／年	9,512 トン／年	9,309 トン／年	9,635 トン／年

PRTR 制度：Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出・移動量届出）

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質について、事業所から環境中へ排出される量及び廃棄物や下水に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者自ら把握して届出し、国が届出データや推計に基づき排出量・移動量を集計・公表する制度。（県は独自に公表）

1 P R T R制度の施行状況

平成11年7月	化学物質排出把握管理促進法の公布
平成13年7月	年間取扱量5 トン以上の事業者による排出量等の把握開始
平成14年7月	年間取扱量5 トン以上の事業者による排出量等の届出開始
平成15年3月	国による第1回集計結果（平成13年度分）の公表。以降、年度ごとに排出量・移動量に係る集計結果を公表 届出情報開示請求制度の開始
平成15年4月	年間取扱量1 トン以上の事業者による排出量等の把握開始
平成16年4月	年間取扱量1 トン以上の事業者による排出量等の届出開始
平成20年11月	化学物質排出把握管理促進法の施行令の一部改正 第一種及び第二種指定化学物質の指定の見直し(届出対象物質数462物質)並びに対象業種に医療業を追加
平成22年4月	化学物質排出把握管理促進法の施行規則の一部改正 平成20年施行令の一部改正に基づく排出量等の把握開始
平成23年4月	平成20年施行令の一部改正・平成22年施行規則の一部改正に基づく届出開始
令和3年10月	化学物質排出把握管理促進法の施行令の一部改正 第一種及び第二種指定化学物質の指定の見直し(届出対象物質数515物質)
令和4年3月	化学物質排出把握管理促進法の施行規則の一部改正

2 P R T R制度の対象となる化学物質及び事業所

- (1) 対象化学物質 第一種指定化学物質462物質（平成21年度までは354物質、令和5年度以降は515物質）

<第一種指定化学物質>

次のいずれかの有害性の条件に当てはまり、かつ環境中に広く継続的に存在すると認められる化学物質

- ・人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがある
- ・自然の状況で化学変化を起こし容易に有害な化学物質を生成する
- ・オゾン層破壊物質

- (2) 届出対象事業所 法に定める24業種を営み、かつ従業員数が21人以上の事業者の事業所のうち、いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1トン以上（一部物質については0.5トン）の事業所など

- (3) 開示請求手続き **個別事業所のデータは、環境省・経済産業省のホームページ上に掲載されていますが、環境省、経済産業省のP R T R開示窓口に直接請求することもできます。**

開示請求手続きについては、環境省又は経済産業省のホームページ（下記参照）に掲載されています。

環境省ホームページ

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/kaiji2.html>

経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/7.html

3 岐阜県内の届出集計結果まとめ

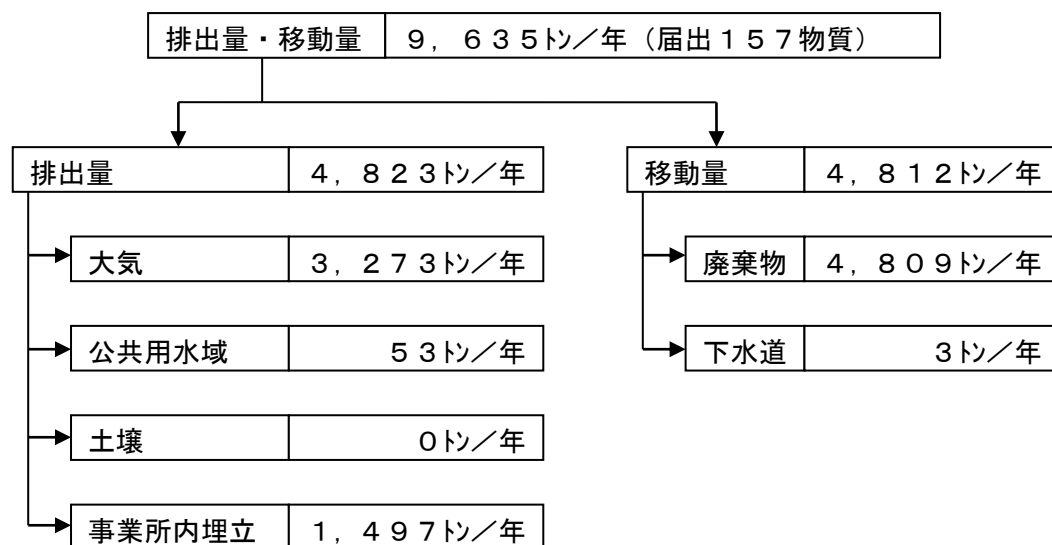
(1) 届出排出量・移動量

県内の届出排出量・移動量は9,635ト/年で、届出物質数は157物質であった。届出排出量及び移動量は、それぞれ4,823トン、4,812トン/年であった。

届出排出量は、大気への排出量が3,273ト/年(67.9%)、事業所内への埋立量が1,497ト/年(31.0%)であった。

届出移動量は、廃棄物としての移動がほとんどであり4,809ト/年(99.9%)であった。

<排出量・移動量フロー>



※ 端数処理の関係で、合計値が一致しない場合がある。

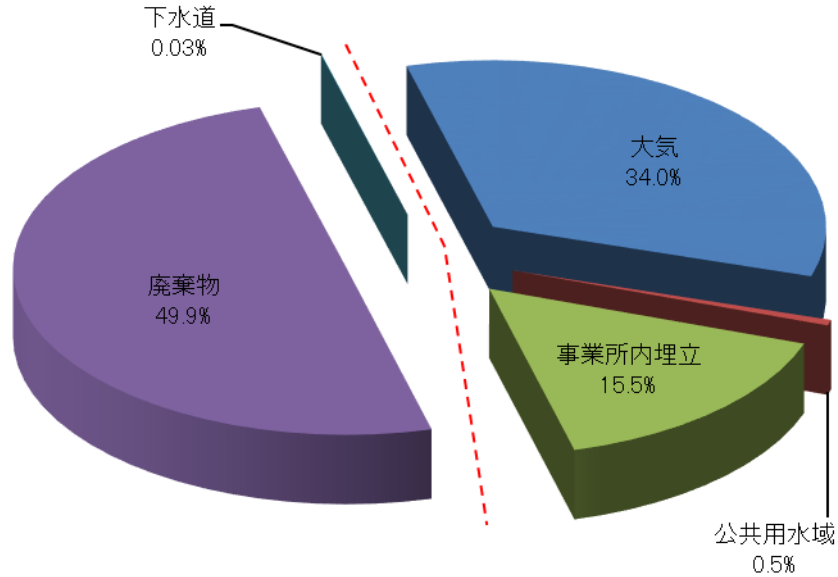
(2) 届出排出量・移動量の媒体別割合

届出排出量・移動量の媒体別割合は、大気への排出が34.0%、廃棄物としての移動が49.9%、事業所内埋立が15.5%であった。(土壌への排出は0.0%)

令和3年度 届出排出量・移動量の媒体別割合

移動量 49.9%

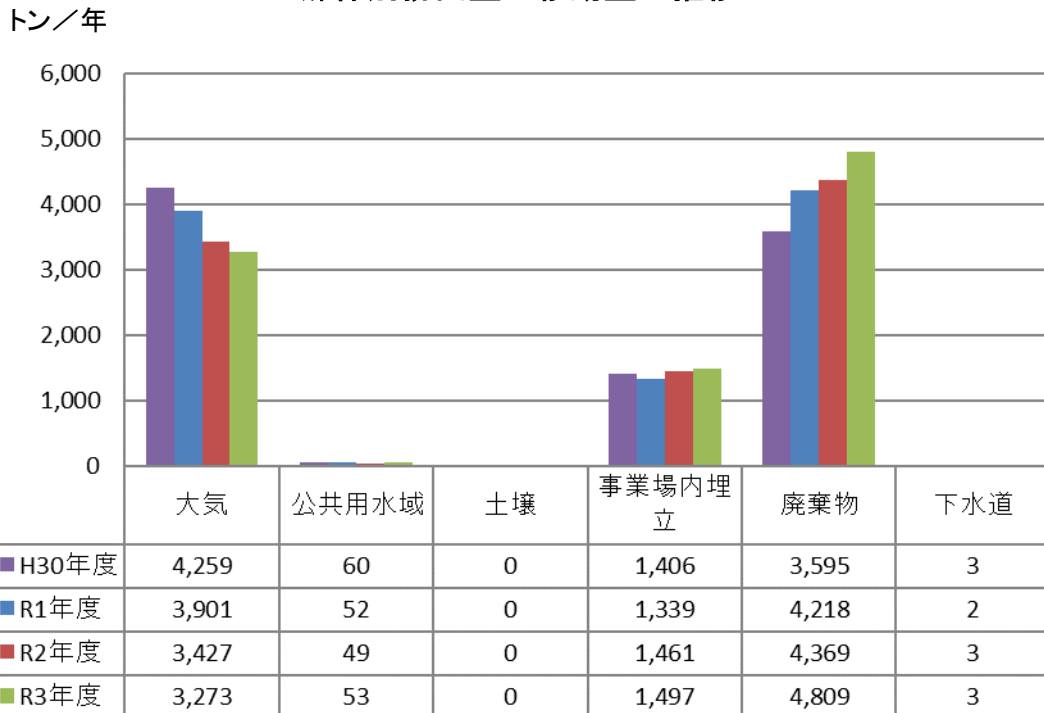
排出量 50.1%



(3) 媒体別の届出排出量・移動量の年度比較

令和3年度の届出排出量及び届出移動量は、廃棄物としての移動量が前年度より増加し、大気中への排出量が前年度より減少した。

媒体別排出量・移動量の推移



(4) 県内において届出された排出量・移動量の多い物質

県内の届出排出量・移動量の多い上位5物質の合計は6,332トンで総届出排出量・移動量9,635トンの65.7%に当たる。上位5物質は以下のとおり。

順位	岐阜県			(参考) 全国		
	物質名	排出量・移動量 (トン/年)	前年度比	物質名	排出量・移動量 (トン/年)	前年度比
1	トルエン	3,113	11.1%	トルエン	89,333	3.9%
2	鉛化合物	1,277	0.7%	マンガン及びその化合物	66,841	20.6%
3	二硫化炭素	980	△18.3%	キシレン	27,283	△2.2%
4	キシレン	492	7.9%	クロム及び三価クロム化合物	26,530	35.7%
5	2-アミノエタノール	470	32.3%	エチルベンゼン	17,760	1.2%
その他の物質の合計		3,303	2.4%	その他の物質の合計	155,912	5.2%
全物質の合計		9,635	3.5%	全物質の合計	383,660	8.2%

物質の主な用途

トルエン：合成原料、溶剤等

鉛化合物：バッテリー原料、ガラス添加剤等

二硫化炭素：セロハン製造時の溶剤、農薬原料等

キシレン：合成原料、溶剤等

2-アミノエタノール：洗剤や洗浄剤の中和剤等

マンガン及びその化合物：合金原料、電池原料等

クロム及び三価クロム化合物：顔料の原料、メッキ処理剤等

エチルベンゼン：合成原料、溶剤等

※ 端数処理の関係で、合計値が一致しない場合がある。

(5) 排出量・移動量の地域別割合

地域別では、大規模工場が多く立地する西濃地域が高い割合を示している。

令和3年度 届出排出量・移動量の地域別割合

